

Community Correction for the offender in Australia and the Suggestion for Treatment of the offender in Japan

Takashi Furukawa

Otemon Gakuin University

Abstract

In Australia the offender treatment is mainly divided into two parts. One is to accommodate those in the prison and the other is to treat them in the community-based shelter and so on, especially the latter is respected as the social rehabilitation. In the community-based shelter, there are various programs such as rehabilitation, interviews with parole officer, further more the cooperation with private volunteers.

The reason many people take part in these programs is, first of all, that the Law concerning the offender's rehabilitation has been reformed, second, the information regarding the criminology has been widely spread, third, wide variety rehabilitation programs have been being supported and operated by the citizen.

On the other hand, in Japan, the victim is treated respectively, however, the offender is punished relatively harsh. That is because the Japanese criminal system is centered to accommodate those in prison, not to designed them to rehabilitate. As a result, the offender is left in the society he/she belongs to without any social support.

I truly suggest that we have to discuss this problem seriously and come to an agreement that we take part in the programs to help those offenders support social rehabilitation.

Keywords : community correction, punishment, social inclusion, the rehabilitation program, participate with citizen

オーストラリアにおける犯罪者の 社会内処遇と日本への示唆

古 川 隆 司

追手門学院大学

1. 本論の目的

(1) 問題意識

2006（平成 18）年山口県光市で起こった母子殺人事件は逮捕された少年の審判をめぐることで、被害者である夫と支援者が世論の大きな支持を得て、再審請求を容れた広島高裁が死刑判決を下した。この事件に代表されるように、日本では刑事犯に対する厳罰化、死刑の容認が世論調査結果でも支持される傾向が強い。一方で、有罪となり刑事施設へ収容される受刑者数は増加して過剰収容の状態にある。また、仮釈放も減り、収容期間も長期化している。さらに、服役後再犯する者も増加傾向にある。法務省法務総合研究所の調査研究では、若年者および高齢者による再犯率の高さが指摘され（法務省法務総合研究所 2007）、このうち高齢犯罪者に対しては平成 20 年版犯罪白書で特集された。さまざまな社会的背景から犯罪をなし、社会的に孤立している高齢犯罪者が刑務所で急増している状況を問題視し、福祉との連携を含む社会的対策の必要性が提言された（法務省法務総合研究所 2008）。日本における犯罪者処遇は、刑務所への収容によって一般社会から犯罪を切り離そうとする意識の現れであり、国民の意識が刑事政策に一定程度反映されている結果といえよう¹⁾。しかし、犯罪者が更生し社会復帰できないとすれば、矯正と社会復帰という本来の刑事政策の目的は達していないといえる。

オーストラリアでは、犯罪者の処遇において *community correction* のウェートが近年増している。また刑事施設への収容期間が比較的短期で、釈放されて地域社会の保護観察所における *probation* など社会内処遇に移行している（AIC 2008）。これは、第 1 に単純に刑罰の態様の違いだけでなく、犯罪者が社会復帰してゆける機会が大きいことである。第 2 に、社会内処遇を担う人員や組織およびその基盤となる犯罪者処遇への意識が異なっていることを示

1) 犯罪が社会を映す鏡である以上、刑事政策もその影響を受ける。犯罪被害者を尊重することは重要であるが、被害者の心情を反映した政策対応は *penal populism* でしかなく、本質的な治安や社会安定に寄与すると思われない。厳罰化がもたらしている日本の状況は、必ずしも犯罪抑止の効果を持たない。飲酒運転等による重大な死亡事故が法改正によって抑止されないこと、また再犯者の増加が続く現状も同様である。

唆する。第3に地域社会のネットワークのあり方がある。広大でありながら人口密集度の粗密で日本に近似するオーストラリアが社会内処遇を充実させられる背景として、地域社会で展開されている保健医療などコミュニティケアや地域福祉活動との関連が考えられる。

(2) 社会内処遇および更生保護

ところで、犯罪者の処遇は大別すると、施設内処遇と社会内処遇がある²⁾。前者は少年院や刑務所など刑事施設へ収監し、国家権力により受刑者の人権を制限して一定の刑罰を通じた贖罪と矯正を行う。他方、本論で中心に扱う社会内処遇とは、社会内で一定の自由制限を伴った指導を行いながら矯正と教育をおよび社会生活へ復帰する訓練を行うものである。染田によると、(1) 刑事司法手続の段階・(2) 遵守事項や指導監督の有無・(3) 犯罪者に対する基本的人権の制限の程度に応じ分類される(染田 2006: 28-29)。日本の刑事司法では更生保護として、主に仮釈放や執行猶予を受けた者の保護観察を指し(上田 2004: 158-166)、そのための機関として保護観察所、地方更生保護委員会、民間の更生保護法人や各地域の保護司がいる。この他、更生保護婦人会や BBS、協力雇用主など民間のボランティアが支えてきたが、実態はかれらの献身的ともいえる協力で全面的に依存してようやく支えられている(更生保護のあり方を考える有識者会議 2006)。

他方、オーストラリアは旧宗主国である英国の影響を受けた刑事政策が展開され、州によって若干の差はあるが、多様な社会内処遇が展開されている。たとえば、ビクトリア州における集中的処遇命令(Intensive Correction Order)、ニューサウスウェールズ州における薬物犯罪者への MERIT (Magistrates Early Referral Into Treatment)、アボリジニ等マイノリティを対象とした修復的司法の試行、ニューサウスウェールズ州で修復的司法として導入されている「保護的調停」、さらに司法ボランティアによる保護観察の実践等も進められている。また、これらが community correction と位置づけられているように、地域社会を中心に組み込まれている点も注目しなければならない。だが、オーストラリアを含め各国で進んでいる電子監視は、主に性犯罪者等の処遇で導入され、犯罪者の所在を明らかにすることによる被害者への配慮・同種の犯罪抑止が目的とされる。日本でもその導入をめぐる議論されているが、犯罪者が贖罪をして社会復帰する上での人権上の課題が指摘されている。また community correction 自体が、行政改革におけるプライバタイゼーションの一環で導入、処遇の多様化が図られたことも、刑務所の民営化の是非などと関わって多様な課題を孕む。

彼我の比較は、社会情勢を映す鏡としての犯罪であるだけに単純化できないものの、その運営における組織化や権限などのあり方、犯罪対策にむけた警察や司法だけでなく地域保健

2) 日本における犯罪者の処遇を含む刑事司法の過程については、『犯罪白書(各年次版)』を参照のこと。

やソーシャルワークの有機的な連携および住民の参加は、多様化する犯罪への対策・犯罪者の贖罪と社会復帰を必要とする日本の現状に示唆を与えうると考えられる。

(3) 本論の目的

以上から本論では、オーストラリアにおける犯罪者の社会内処遇について、犯罪動向および刑事政策の現状を踏まえ、多様な社会内処遇の状況を概観したうえ、日本の社会内処遇への示唆を得ることとしたい。なおソーシャルワークの立場から筆者は、高齢犯罪者の社会復帰における刑事政策と社会福祉の連携が必要であると主張してきた（古川 2008）。重要なのは刑務所が「福祉の最後の砦」（浜井 2006：18）となるのではなく、犯罪をなしても社会復帰を可能とする刑事政策の多様化・社会環境の整備が必要と考える。

2. オーストラリアの犯罪者処遇

(1) 犯罪の動向

オーストラリアにおける犯罪の動向についてまず概観する。統計資料は ABS（Australian Bureau of Statistics）の「CRIME AND SAFETY, AUSTRALIA」2005 年 4 月版によった。また殺人事件については AIC（Australian Institute of Criminology）の「Homicide in Australia: 2006-07 National Homicide Monitoring Program Annual Report」を参照、また最新状況を補足するために、AIC が定期刊行する「Crime Facts Info」他を適宜参照した。

1) 一般刑法犯の犯罪認知件数³⁾

一般家庭における犯罪は、全国 7,855,600 世帯のうち 6.2% が住居の不法侵入（未遂含む）や車やバイクの盗難の被害に遭っている。また 15 歳以上の者の 5.3% が窃盗・暴行・レイプなどの被害に遭っている。これらは日本の分類にしたがって以下一般刑法犯と呼ぶ。1996 年・2002 年・2005 年の推移をみると、2002 年調査まで増加傾向だったのが、2005 年調査では減少に転じている。AIC では、ABS の調査においてみられた犯罪件数の減少は、警察発表と同じ傾向であると指摘している。

なお発生地区別にみると、首都圏やタスマニア・ビクトリア・クイーンズランド・南オーストラリアの各州で 10% 前後から 5% 前後に減少、西オーストラリアで 14% から 7% へ減少しているが、ノーザンテリトリーでは 20% 超から 13% 程度への減少したものの比較的高い。これらのうち、警察等へ通報された犯罪は、車・バイクの盗難被害のうち 90%、住居

3) 犯罪の発生件数はすべての犯罪が確認できる訳でないため、通報などによる犯罪認知件数によっている。このため暗数調査が繰り返し実施されており、オーストラリアについても暗数調査によるものと考えられる。なお日本は警察庁による認知件数統計が公表されている。浜井編（2006）を参照。

侵入のうち 74%（未遂では 31%）、窃盗のうち 38%、暴行等のうち 31% となっている（表 1）。

表 1 一般刑法犯の認知・検挙の動向（単位：1000 件）

	住居の不法侵入	住居侵入未遂	自動車等盗難
全国	346.6	317.8	85.2
ニューサウスウェールズ	133.1	103.8	33.8
ビクトリア	60.1	51.4	16.3
クイーンズランド	60.4	75	13.6
南オーストラリア	25.4	32.3	9.9
西オーストラリア	48.5	36.2	7.1
タスマニア	5.8	7.3	2.8
ノーザンテリトリー	5.5	7.1	NP
首都圏	7.7	4.7	NP

Australian Bureau of Statistics（2005）CRIME AND SAFETY, AUSTRALIA より筆者作成

2) 殺人・強盗など凶悪犯の状況

Australian Crime Facts & Figure 2007 によると、殺人・強盗など凶悪犯の被害者数は以下の通りである（表 2）。

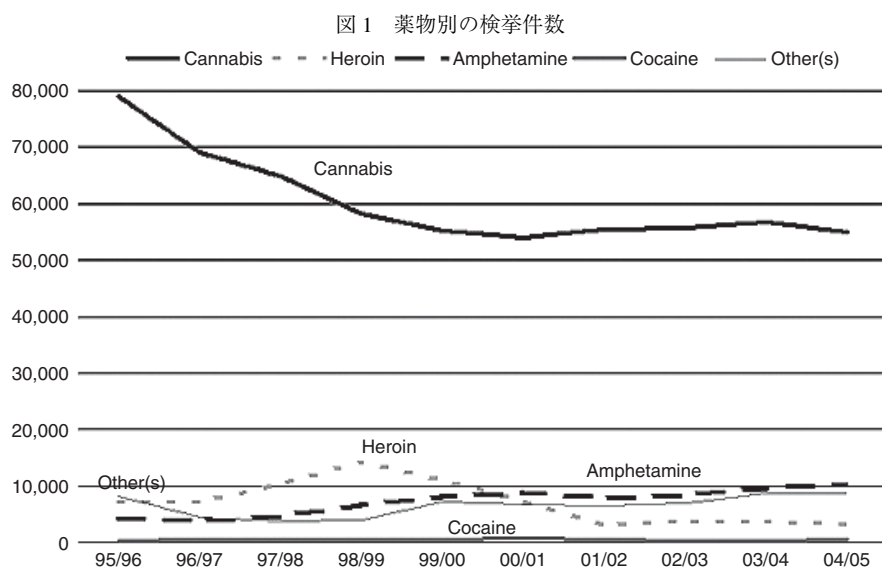
表 2 罪種別凶悪犯罪の被害者数（単位：人）

	殺人	暴行	性的暴行	強盗	誘拐
1996	354	114156	14542	16372	478
1997	364	124500	14353	21605	564
1998	332	130903	14336	23801	707
1999	386	134271	14104	22606	766
2000	363	138708	15759	23336	695
2001	346	152283	16897	26591	767
2002	365	160118	17977	20989	706
2003	341	157280	18237	19709	696
2004	293	156849	18400	16513	768
2005	295	166499	18172	16787	730
2006	319	170907	18211	17284	725

出所 ABU 1997-2007, Recorded crime, victims

3) その他の犯罪動向－薬物, DV, 高齢者

近年の犯罪傾向で注目しなければならないのは、とくに違法薬物など薬物事犯の増加である。ことに女性受刑者の多くが薬物事犯で服役しており、これは日本と同様の傾向である。Australian Crime Facts & Figure 2007 によると、主な薬物容疑は、カナビス（インド大麻）・ヘロイン・覚醒剤・コカイン・その他の薬物が対象となっており、カナビスが80000～55000件と最も多く、全体の80%を占めている（図1）。検挙者を性別にみると、薬物使用・販売いずれも男性が8割近くを占めているが、女性では全体の81%が薬物使用、その他が販売で検挙されている。



出所：AIC, Crime and criminal justice statistics (URL : www.aic.gov.au/stats/crime/drugs/offences.html)

オーストラリアでもドメスティックバイオレンスは社会問題となっている⁴⁾。VicHealth が2006年に行った調査では、ビクトリア州で2800件のDVが報告されており、AICが18歳以上の2000人を対象に行った電話調査でも、地域で見聞きしたことのある件数は男性で84%、女性で86%がよく知っていると回答している。

また、高齢者が被害に遭う犯罪もみておく。Carcach らによると一般刑法犯の被害に遭う高齢者はそれほど多くない。しかし住居侵入では、高齢世帯の被害が同事犯の発生件数のほとんどを占め、また消費者被害でも65歳以上が約4割を占める(Carcach, C., Graycar, A., and Muscat, G. 2001)。

4) 日本ではドメスティックバイオレンス（以下 DV）に対し2001年に配偶者からの暴力防止・被害者保護法（略称 DV 防止法）を制定した。同法では DV を婚姻関係にある男女間の暴力と定義したため、恋愛関係は含まれない等、他国より限定的である。オーストラリアの DV は字句通り「家庭内における暴力」であり注意を要する。

(2) 刑事政策の過程

オーストラリアにおける刑事政策の過程をみておく。刑事事件により検挙された容疑者は、連邦刑法に基づいて訴追され、各州の裁判所で審判に付される。裁判所では、殺人など凶悪犯の場合は刑事施設への服役を含む刑を決定する。しかし、窃盗など一般刑法犯・薬物犯に対しては、各州の保護観察所や保健所による改善指導や身柄の監督を伴う社会内処遇 (community correction) とする。また少年犯罪に対しても一般刑法犯と同様、その改善指導を社会内処遇としている。なお、指導改善などに従わない場合、また社会内処遇の期間に再犯をした場合は再拘留される。

(3) 刑事施設の動向

懲役など有罪判決を受けた者および再拘留者は刑事施設に収容される。1996～2006年の動向を見ると、成人受刑者は漸増傾向にある。人口10万あたりの指数では、1996年130から2006年6月時点で160となっている。このうち再拘留者は1996年17から2006年6月には35となっており (AIC 2007)、再犯の多さや社会内処遇との関連が示唆される。近年、受刑者のうち女性受刑者や高齢受刑者の増加が注目される。AICが2001年に行った調査結果によると女性受刑者は、人口10万あたり指数では1991年9.2から1999年15.3へ増加している。事件別では薬物違反・暴力事件がもっとも多く、また受刑者の多くが低所得に加え教育水準が低いことから、違法薬物による依存症治療や教育・職業訓練プログラムが実施されている (AIC 2001; Cameron, M. 2001)。

また高齢受刑者の増加は、日本と同様著しい。ABSによると、一般社会の人口中央値が37歳であるのに対し、刑務所における受刑者の年齢中央値は50歳と、高齢受刑者の増加が目立つ。とくに60～64歳の受刑者は、過去20年の間に人口10万あたりで28から75へと増加しており、今後刑務所内の保健医療および釈放前プログラムの必要性が指摘されている (AIC 2007)。

3. オーストラリアにおける社会内処遇

(1) 登場の背景

近年社会内処遇が重視されるようになった背景には、第1に刑務所の過剰収容、第2に刑務所収容に依存した有罪判決を受けた犯罪者処遇、および第3に過酷な労役のみにとどまりがちな社会内処遇、第4に犯罪者処遇の財政・空間的事情がある。このため刑事政策に民営化テストの一環として採用されたのが、多様なプログラムと担い手による社会内処遇であった (McCarthy, C., Lincoln, R., Wilson, P. 2000: 8.)。

社会内処遇は19世紀から初犯の犯罪者を対象に行われ、比較的初期の段階から刑事政策

の重要な位置を占めていた。各州のパロールや保護観察は裁判所や警察などの協力で設立されていく。クイーンズランド州を例にとると、1886年に刑事政策改革の一環で The Offender Probation Act が制定され、初犯の犯罪者を対象とした保護観察が開始されている。ブラッドショウによると法制定後7年で1096人が刑務所から保護観察処分となっている（Bradshaw 2000）。これは当時の米国ボストンでの方式と対照的であった。その後、急激な刑務所人口の増加が生じるほど治安が不安定化し、警察の限界もあり仮釈放に関する立法（The Parole Act 1937）が制定される。

その後性犯罪者に対する処遇の必要性から、1945年の刑法改正でかれらの保護観察が加わり、性犯罪者は医療・心理的指導やアセスメントのもとで釈放後の保護観察を受けることとなった。当時は保護観察官がケースを担当して指導に当たるという形を採っていたが、対象者の増加を受けてその強化を含め1959年に The Offenders Probation and Parole Act が議会上に上程された。1960～'70年代には連邦全体で、更生保護が指導と監視および応報的なプログラムからなる just deserts model を採るようになり、その結果社会的指導を受ける者が増加していく。しかし1980年代に入り、治安悪化に対する刑事政策の予算増に比して刑務所への収監では犯罪抑止の効果が疑問視されるようになり、保護観察の強化が進められるようになる。クイーンズランド州では1981年に社会奉仕命令プログラムなど社会内処遇が大きく変わりはじめ、罰金を認めないことを含めた The Offenders Probation and Parole Act の改正が1986年に行われる。この結果、保護観察の専門化が進むと同時に、軽微な犯罪については社会奉仕命令など社会内処遇が原則化し、同州では1987年に犯罪者の74%が保護観察や仮釈放により社会内処遇を受けることとなった。'90年代には、薬物検査や電子監視など新しい技術が採用されるようになり、達成目標と専門的なマネジメントが重視されるなど、社会内処遇の内容も増加していく。半面、財政悪化の中で行政改革が進められ、刑事政策への民営化がこの領域にも及ぶこととなった。

（2）社会内処遇の現状

1) 処遇プログラムの多様化と専門化

以上みてきたように、治安悪化と犯罪の抑止のために保護観察制度の改正と強化が図られ、多様な社会内処遇のプログラムが生まれた。いきおい、保護観察所における専門的処遇が進み、罪種に応じた処遇プログラムの多様化につながった。また、それが単なる懲罰的なものでなく、犯罪者の改悛と社会復帰につながるような効果を期待されてきた分、専門的な指導能力が保護観察官に要求されていく。おのずと職務遂行の限界が生まれ、医療・心理・教育・ソーシャルワークなど多様な職種との連携が必要となっていったとみてよい。たとえばニューサウスウェールズ州においては、薬物乱用・常習的な飲酒運転・近隣との対人／コミュニケーション紛争・家庭内暴力・ギャンブルや依存症など10種近いプログラムが取り

組まれており、その内容からみると、人員・更生に向けたアセスメントからモニタリング等を担う支援システムの必要性が窺える。

また近年の薬物事犯にみられるように、単に犯罪件数の増加だけでなく、そのために有罪となって服役する一般人が増加している。これは犯罪者本人の貧困や教育水準など社会経済的な背景も考えられ、仮釈放後の保護観察をととした専門的処遇に委ねるだけでは効果が上がらない。民営化など財政的事情にかかわらず、本人の社会復帰のために一般市民・地域社会の協力は不可欠となっているといえる。

2) ボランティア

これら更生保護制度の専門化が進められる一方で、民間ボランティアである保護司 (Community Corrections Volunteer) が活躍している。保護司には犯罪歴がなく活動に熱意のある成人が選ばれるが、保護観察管区長の方針を踏まえて、各保護観察所の責任と判断で採用されている。採用が決定すると初任研修 (24 時間) を受け活動する。現在平均年齢は 40 歳代と近年若年者の任用が進んでいる。活動は 1 年のうち最低 10 ヶ月以上行うことが義務付けられている。

ビクトリア州では、保護司など刑事司法関係のボランティア法人組織として「Probation and Volunteers in Corrections Inc.」があり、雑誌 The Probation Officer の刊行、電話での緊急相談を行っている。保護司の活動内容は、社会内処遇命令 (Community Based Order) のプログラム遵守事項の一つである指導監督を担うことである。保護観察官 1 名あたり 30~40 ケースを担当するが、うち 1/3 が保護司へ委嘱される。なお委嘱されるケースは社会内処遇命令、仮釈放命令対象者で、集中的処遇命令 (Intensive Correction Order) の対象者 (ビクトリア州の制度で、12 ヶ月以下の拘禁刑を社会内で執行するもの) は担当しない。

保護司の確保については、大学生が活動に参加するなど若年者の協力が特徴的である。メルボルン大学法学部で刑事政策や刑事医療を専攻する学生が参加しているようである。

(3) 社会内処遇への評価

1) 効果

社会内処遇のもっとも重要な評価すべき点は、犯罪者が一般社会に復帰できるかという点にある。これに対して、犯罪の認知件数が近年減少傾向にあることは一定の効果があることを示す。しかし、刑務所への再拘留される犯罪者は漸増するなど再犯率の高さがみられるため、必ずしも肯定的な評価が下せるわけではない。このような直接的な結果より、むしろ多様なプログラムを通して、保護観察当局を含む様々な社会資源との接触ができることにより、社会的な孤立が緩和・防止される点が評価できると考えられる。

2) 刑事司法への市民参加

社会内処遇に関わる一般市民への参加は、刑事司法への理解を広めるという点で大きな意義がある。また社会内処遇の形成過程をみると、幾度もの法改正を経て今日の更生保護が形成されてきた。これは国民・州民に対して、刑事政策の透明化とその中での課題提起がその都度行われてきたことを意味する。犯罪に対する一般市民の意識については稿を改めて扱いたい。軽微であれ何らかの犯罪による被害を受けることが **Penal populism**（厳罰化ポピュリズム）を導く傾向がある。ことに飲酒運転や暴行などによる犠牲と遺族感情が強まること、厳罰化を刑事政策へ強く要求されるようになっていく。だが一般市民の参加を伴う社会内処遇のプログラムにおいて、その緩和が果たされるという意義もあるだろう。

同時に犯罪被害者や遺族との関係において、修復的司法の一つの方法となっている点も留意せねばならない。社会内処遇が修復的司法として機能していくことによって、加害をなした犯罪者が贖罪とともに社会復帰を果たしていくことを可能にしている。

最後に、納税者である一般市民が刑事政策のステークホルダーとしてその費用対効果に関心を向けられることも指摘できる。対人支援に属する保護観察など社会内処遇にとっては、保護観察対象者の社会復帰の果実としての社会貢献こそ重要である。これに対する評価も単純にはなしえないが、財政的な事情から市民参加を求めるという点だけでなく、オーストラリアにおける民間・住民など多様なネットワークと政府・自治体など行政のパートナーシップという社会基盤の前提に、これらの取り組みが実施されているということも勘案しなければならない。

4. 結論—日本への示唆

刑法犯全体は減少傾向にあるにもかかわらず、日本は体感治安の悪化が強調されている。国民の厳罰化を求める傾向は刑事政策全体に影響し、近年の改革へとつながっている。このうち更生保護は、保護観察対象者による重大な刑事事件が近年起こったことを受け、その改革の必要性が強調されるようになった。また近年の触法障害者や障害者による犯罪などをうけて、社会福祉との連携を図ろうとする取り組みも検討されている⁵⁾。だが現実には厳罰化を求める傾向の中で、きわめて限られた民間ボランティアと更生保護法人に依存したシステムは変わっていない。

この中で、多様なプログラムを取り入れた **PFI** 方式の刑務所が社会復帰促進センターと

5) 法務省の協力のもと厚生労働省社会・援護局により社会復帰の支援事業を2009年度から各都道府県で開始しようとしている。また更生保護施設への社会福祉士の配置、保護観察所に社会復帰のための施設建設を法務省は計画している。前者は見切り発車になる可能性も大きく、後者は既存の枠組の機能強化を図ろうとするものであるが、京都市や福岡市では住民・地元企業等の反対を受けて建設に至っていない。

して4か所開設され、その運営に民間企業やボランティアが関わるようになっている。だが、これも全国のA級刑務所から初犯の受刑者を移送し、地元からの雇用など経済的な波及効果をねらった自治体の思惑など、必ずしも犯罪者の社会復帰に寄与しうる取り組みとなっているわけではない。

そこで、オーストラリアが行ってきた更生保護制度の改革過程に着目しなければならない。前節までで言及した通り、オーストラリアの犯罪者処遇も日本同様、刑事施設における施設内処遇が基本であったものから、刑務所の過剰収容と財政負担の増加を契機として社会内処遇へ移行してきた。それが法改正によって進められたことは、議会だけでなく有権者である国民の政治意識への影響が考えられる。これは日本における大きな違いと考えられる。行政主導で今日進んでいる各方面の「改革」が、少なくとも国民の参加を通した可視化やコンセンサスの構築を図ったものでないことは、刑事政策でも同様である。そうであれば、過剰収容と事実上仮釈放の停止によって、刑の長期化と受刑者の高齢化を招いていく施設内処遇が、矯正処遇の負担をますます強いていくことにしかない。この中で、今後世界に例をみない犯罪の高齢化を迎える日本で、少なくとも社会福祉との連携にもとづく社会内処遇の必要性は、国民の合意を得やすいのではないか。社会内で犯罪者がやり直すための仕組みは社会福祉による社会的援護と同様、金子らが『逆システム学』（岩波新書、2002年）で言及したように、一見不要に考えられるけれど本来的に社会が備えるべきシステムだからである。

オーストラリアにみるように、民営化であれ国民参加であれ、こういった形で矯正および更生保護による犯罪者処遇を改善できるかは、再チャレンジのできる社会を目指すかどうかにも関わっている課題であるといえよう。

参考文献・資料

- Australian Bureau of Statistics (2005. 4.) CRIME AND SAFETY, AUSTRALIA (URL: <http://www.abs.gov.au>)
- Australian Institute of Criminology (1997-2007), Crime Facts Info (URL: www.aic.gov.au)
- Cameron, M. (2001) Women Prisoners and Correctional Programs, Trends and Issues in Crime and Criminal Justice No. 194.
- McCarthy, C., Lincoln, R., Wilson, P. (2000) Privatising Community Corrections: Report for Families, youth and Community Care Queensland, Humanities & Social Sciences paper, Faculty of Humanities and Social science, Centre for Applied Psychology and Criminology, Bond University
- Sherman, L. W. & Strang, H., et. al., (2000) Recidivism Pattern in the Canberra Reintegrative Shaming Experiments (RISE), Centre for Restorative Justice, Research School of Social Sciences, Institute of Advanced Studies, Australian National University. (URL www.aic.gov.au/rjustice/rise/recidivism/index.html)
- Department Of Justice (URL: www.nt.gov.au/justice/corrservices/community_corrections/index.html)
- Weatherburn, D., Hua, J., Moffatt, S. (2006) How much crime does prison stop? The incapacitation effect of

prison on burglary, CRIME AND JUSTICE Bulletin, Contemporary Issues in Crime and Justice No. 93, pp. 1-12.

染田恵（2006）『犯罪者の社会内処遇の探求』成文堂，124-128, 382-383.

染田恵（1998）「犯罪者の社会内処遇の多様化に関する比較法制的研究」，法務研究報告書 86 集 1 号，法務省法務総合研究所，274-279.

甘利航司（2007）「電子監視と社会奉仕命令」，刑事立法研究会（2007）『更生保護制度のゆくえ』現代人文社，268-290.

河原田徹（1996）「オーストラリア連邦ビクトリア州における保護司制度について」，日本更生保護協会，更生保護と犯罪予防 Vol. 31 No. 3, 54-90.

更生保護のあり方を考える有識者会議（2006）「更生保護制度改革の提言－安全・安心の国づくり，地域づくりを目指して－」

浜井浩一（2006）『刑務所の風景』日本評論社

浜井浩一編（2006）『犯罪統計入門』日本評論社

古川隆司（2008）「高齢犯罪者の増加と社会福祉の関係，課題」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報 Vol. 5, 175-189.

細井洋子（1999）「オーストラリアにおける刑事司法と地域社会」，日本更生保護協会，更生保護 Vol. 50, No. 9, 12-17.

法務省法務総合研究所（2007）『平成 19 年版犯罪白書』

法務省法務総合研究所（2008）『平成 20 年版犯罪白書』